

## 市民意見公募手続（パブリックコメント）制度の概要

### 実施対象

市民意見公募手続の実施対象は、次のとおりです。

- ① 総合計画など市の基本的な政策、個別行政分野で広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定めるもの
- ② 市民の方に義務を課し、又は権利を制限することを内容とするもの（公の施設に関することや市税、分担金、使用料、手数料などの徴収に関するものは除きます。）
- ③ その他、必要があると認めるもの

### 意見を提出できる方

- ① 松山市内に住所を有している方
- ② 松山市内にある学校に在学している方
- ③ 松山市内にある事務所・事業所に勤務している方
- ④ 松山市内に事務所・事業所を有している方や法人その他の団体

### 資料の入手方法

- 意見を募集する実施事案の内容、その関連資料、意見提出書などは、市ホームページに掲載するとともに、手続を実施する所管課及び市役所本館1階の市民閲覧コーナーで閲覧できます。
- 手続を実施する所管課ではこれらの資料を持ち帰ることもできます。

### 意見の提出方法

所定の意見提出書に氏名、住所、連絡先等の必要事項とご意見を記入いただき、持参、郵送、ファックス又は電子メールで手続を実施する所管課までご提出ください。

※電話や口頭によるご意見は受け付けできません。

※所定の意見提出書の記載必要事項が含まれていれば、個別に作成された書面で提出いただいてもかまいません。

### 結果の公表

提出されたご意見の内容やそれに対する市の考え方などを公表します。

（個人名などは公表しません。）

### その他

- ① 意見の募集期間は、原則30日以上とします。
- ② 市民意見公募手続の実施を周知するため、意見の募集開始前に市ホームページなどでお知らせします。